

災害弱者への対応

～熊本地震における経験より～

熊本市議会議員 村上 博

自己紹介

○年齢・・・69歳

○略歴

1歳半の時の小児まひの後遺症により

現在車いすで生活しています

1988年 人生のターニングポイント

1999年 熊本市議会初の車いす議員として初当選 (現在5期目)

地域の避難所は どのような状況だったのか



多くの人であふれる避難所



車中泊を余儀なくされる人たち





怖くて家屋には入れない

8年前、熊本市に避難所の問題を伝えると

東日本大震災の時のように大きな災害が起きたとき、今の避難所には問題がたくさんあります。一般の避難所のバリアフリー化は予定していますか？



一般の避難所は少しずつバリアフリー化を進めますが、一般の避難所での避難が難しい方は福祉避難所もありますから、そちらで避難できます。



避難者 最大11万人

- 熊本市の人口約73万人の15%が避難
- 災害弱者と呼ばれる障害者の人口は 4万4千人
 ↳ 障害者の15%が避難した場合 6千6百人
- 福祉避難所の避難者は8月上旬までで235名

福祉避難所だけを 避難所とすると

重度の障害者を受け入れるだけで
2620カ所
全ての障害者であれば
5240カ所必要になる

1. 戸別訪問等による安否確認

(1) 避難行動要支援者（障がい児・者）を対象とした支援

【対象者】

避難行動要支援者名簿（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級）の約22,000人（重複あり）から65歳以上と障害福祉サービス受給者を除いた約9,000人。

【進捗状況】

	対象者数	不在数	完了数	残り一完了
中央区	2,116	1,007	1,058	51
東区	2,554	862	1,600	92
西区	1,096	443	616	37
南区	1,439	612	785	42
北区	1,509	434	1,046	29
合計	8,714	3,358	5,105	251
訪問進捗率	100.0%			8,714

【受入状況】

延べ28施設で235人受入（退所228人）。8月上旬現在、6施設で7人を受入中。

	熊本市内	熊本市外	合計
協定施設数（熊本地震発生前）	37施設	18施設	55施設
利用した施設数（新規協定施設含む）	20施設	8施設	28施設
8月上旬現在までの受入者総数	211人	24人	235人
8月上旬現在の受入者数	6人	1人	7人

障害者の避難先について

- 福祉避難所に全員は避難できない
- 地域の避難所にも避難できない



熊本地震ではどこに避難したのか

ほとんどの人が自宅避難







村上の場合

- 五福小学校が避難所になっている
- 体育館は2階
- 車いすトイレは1階
- 人の手が必要になる→心苦しい

村上的場合（避難先）

○熊本大学薬学部 体育館とグラウンド



○老健施設



○熊本学園大学

熊本学園大学の取り組み

II

インクルーシブ避難所への挑戦

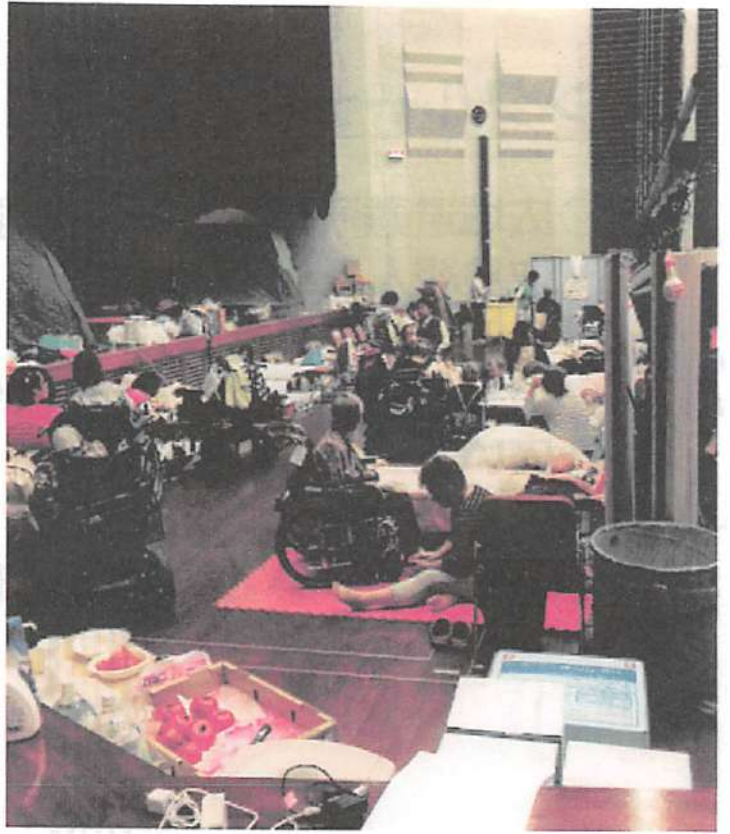
インクルーシブ避難所とは？

- 広域避難所となった熊本学園大学が取り組んだ避難所の活動
- 障害者、高齢者への合理的配慮として広いホールが開放された
- ホールについては4月16日～5月28日まで開放された。



ホールの様子







インクルーシブ避難所はなぜ実現できたのか

- 多目的トイレや建物内での動線の確保
- 学校の理解による障害者、高齢者への配慮
- 介助をすることができる人員の確保
- 全国からのボランティア支援

**避難だけでは終わらない
生活再建に向けて・・・**

従来のバリアフリー仮設住宅

一般の方が生活される
仮設住宅



バリアフリー仮設住宅
と言われていた仮設住宅
約1割の住宅にスロー
プがついている



バリアフリー仮設住宅
と言われていた仮設住宅
約1割の住宅にスロー
プがついている



バリアフリー仮設
の入り口
入口にすぐ洗濯機
が置かれるため、
とても入りづらい。
(仮設住宅の間取り
で異なる)







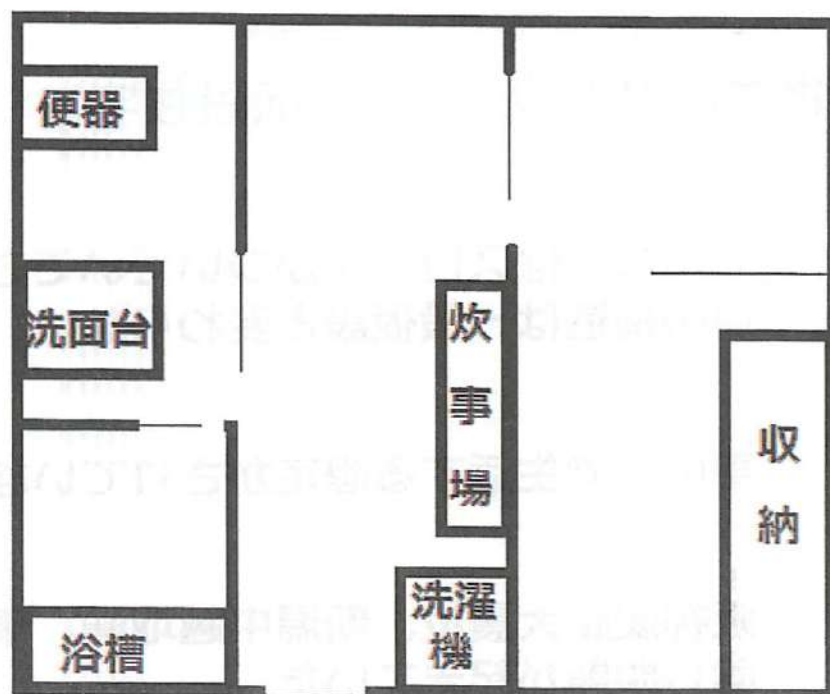


従来のバリアフリー仮設住宅について

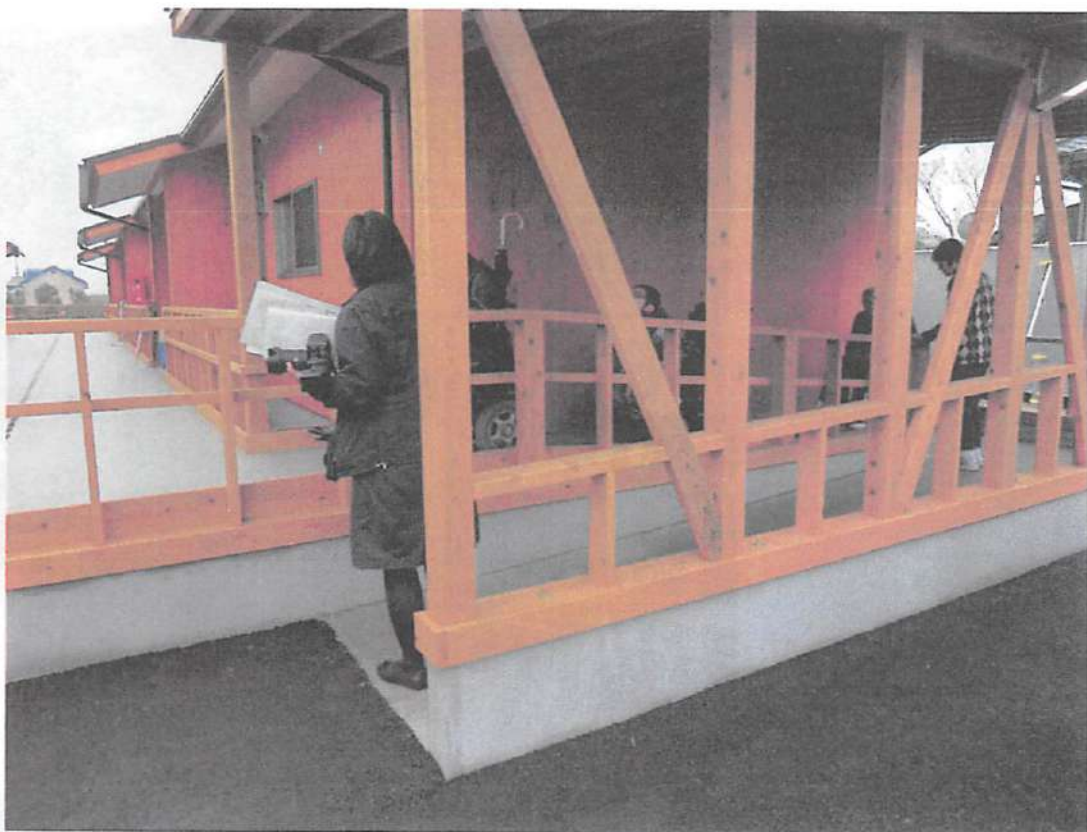
- 入口まではスロープがついていても、中の構造は一般仮設と変わらない
- 車いすで生活する想定がされていない
- 阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災でも同じ問題が起きていた

真のバリアフリー仮設住宅

玄関とお風呂以外は
アコーディオンカーテン



スロープがあり、
上がった先も車いすが
3台並べるほどの広さ
がある
外の床は滑りにくい材
質になっている



スロープがあり、
上がった先も車いすが
3台並べるほどの広さ
がある
外の床は滑りにくい材
質になっている



玄関は、真っすぐ入ることが出来るように改善された。



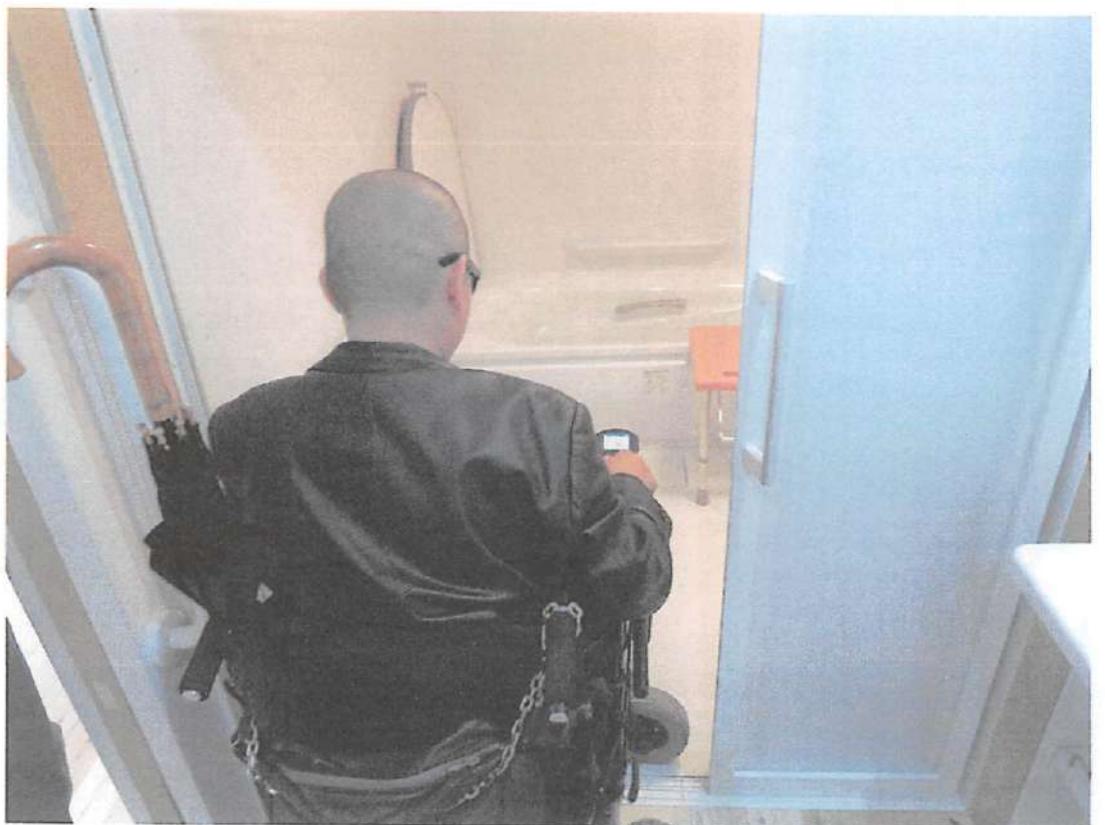
玄関は、真っすぐ入ることが出来るように改善された。

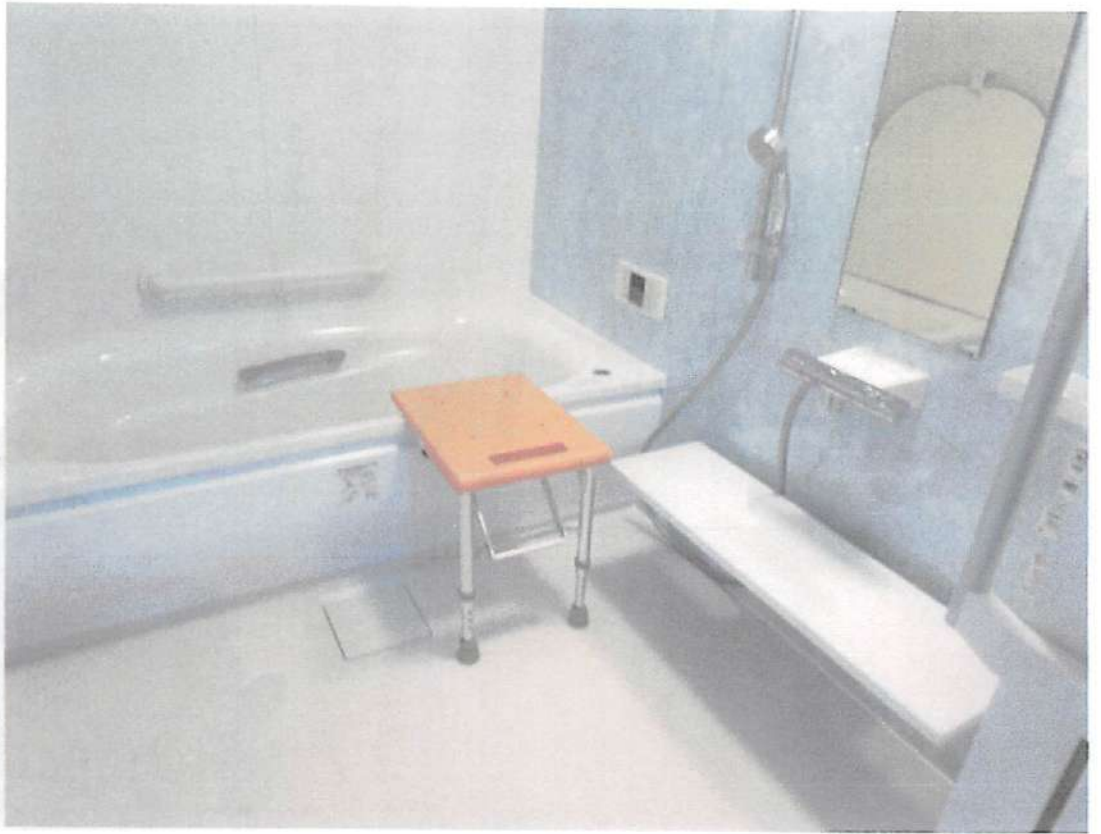


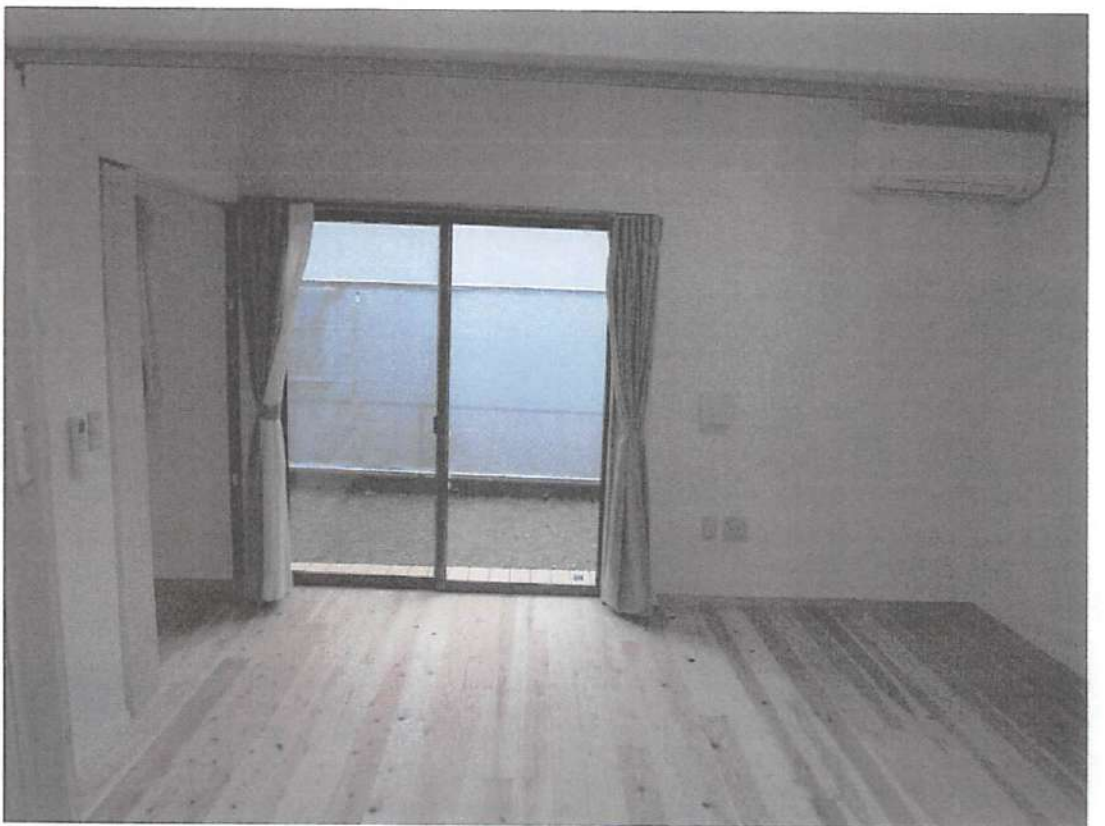
炊事場は下が空いており、車いすの足先が当たらないように出来ている











通路側に窓がつくため、
プライバシー保護の観点から比較的高い位置
に窓がついている



スイッチやコンセントはすべて車いすで手が届く位置に配置されている



真のバリアフリー仮設住宅について

- 今までの仮設住宅から比較すると大幅に改善された
- 広さは標準の仮設住宅の2DKの1・25倍
37・5平方メートル
- トイレやお風呂の介助スペースも確保されている

(10) 応急仮設住宅の供与

	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 <u>2,621,000円</u> 以内	団地全体の平均が当該金額以下であればよい
住宅の規模	1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を標準	家族構成に応じて6坪、8坪、12坪の3タイプを標準仕様とし、棟平均で29.7㎡を標準
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	地域のコミュニティ確保等の特別な事情がある場合は、10～50戸未満で小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内	
救助期間	完成の日から最長2年3月(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 応急仮設住宅の設置(建設)に代えて、民間賃貸住宅の借上げによる供与も可能であること。
- 法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
- あらかじめ、仮設住宅の建設関係団体や民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。

平成29年4月1日からの改正点

- **面積を自治体の実情によって決められる**
- **経費の上限が5,516,000円になった**
(現在は5,714,000円)

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準より

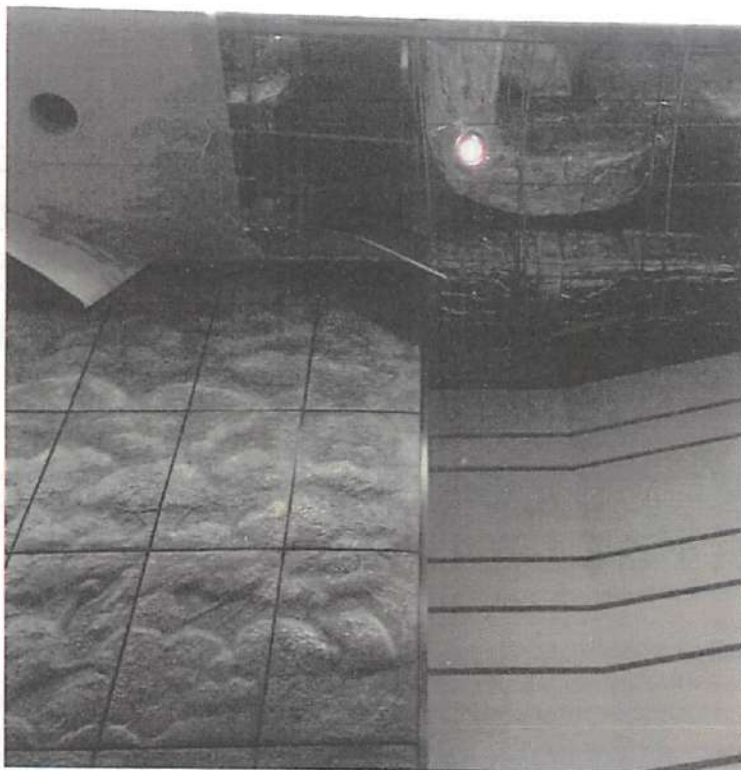
災害救助事務取扱要領

- 高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の建設型仮設住宅にあってもできる限り物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とすることが望ましい。
- 個別の事情に応じた多様なタイプの応急仮設住宅を提供する事がむしろ望ましい

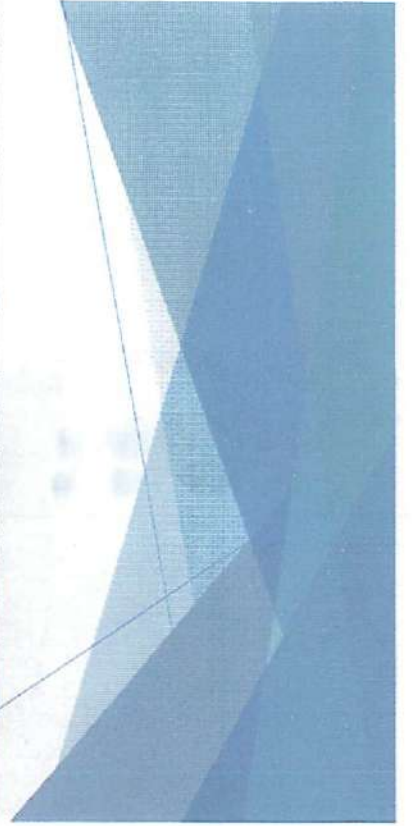
災害救助事務取扱要領より

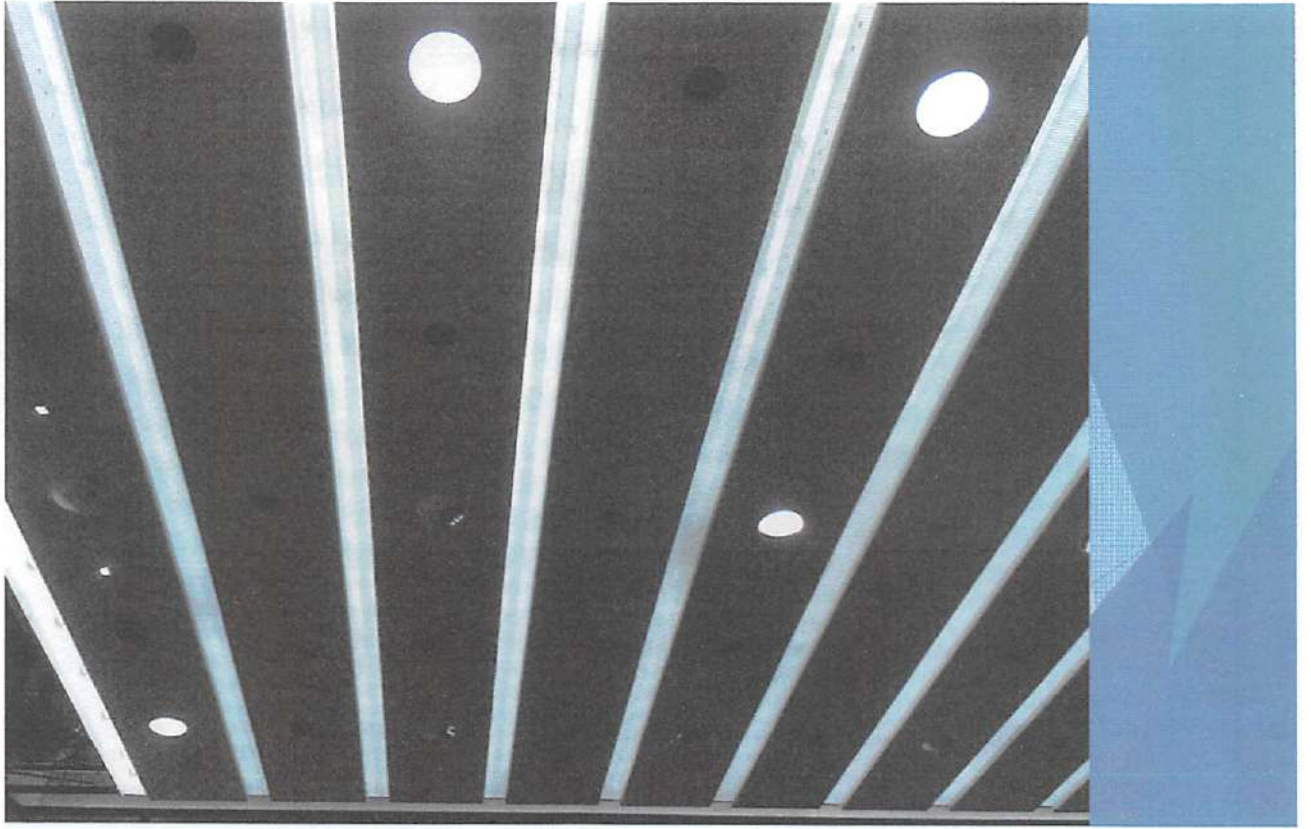
ところで

被災した本会議場はどんな様子だったか











最後に

ご清聴ありがとうございました